

蒲郡市監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月7日

蒲郡市監査委員 草次英夫
同 永川貴士

(様式)

措置の通知書 (市民病院)

監査期間 平成30年11月 5日から
平成30年11月13日まで

平成30年度蒲監第70号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="260 530 453 566">〔 意 見 〕</p> <p data-bbox="260 584 836 893">診療費等の未収金については、病院の健全な経営に影響を与えることから、その発生防止に取り組むとともに、新たに実施される徴収体制強化の方策についても十分に検討を行い、未収金額の縮減に努められたい。</p> <p data-bbox="260 969 485 1005">〔 改善事項 〕</p> <p data-bbox="252 1023 836 1279">1 物品購入において、10万円以上の契約にもかかわらず、請書が徴されていないものが見受けられたので、会計事務の手引の要領に基づき改善されたい。</p> <p data-bbox="252 1355 836 1610">2 物品購入契約の締結に当たり、支出負担行為金額と請書の契約金額が異なるものが見受けられたので、書類作成に当たっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p data-bbox="884 584 1449 893">未収金については、社会福祉士による相談をはじめ、催告や督促の連絡、夜間や休日における臨戸等を行っています。新たに昨年11月に弁護士法人と未収金回収委託業務を締結し、更なる収納率の向上に努めてまいります。</p> <p data-bbox="863 1023 1449 1225">1 10万円以上の物品購入において、会計事務の手引の要領に基づき、請書を徴するように周知徹底を図ってまいります。</p> <p data-bbox="863 1355 1449 1503">2 契約の締結にあたっては、細心の注意を払うよう、再度周知徹底を図ってまいります。</p>